

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和4年4月1日

会議の名称	庁議
開催日時	令和4年4月1日（木）15時00分～15時10分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 村山 修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 大熊克之 都市整備部長 中森福夫 市長公室長 松永 仁 上下水道部長 細田雄二 会計管理者 榎本章一 議会事務局長 北村竜一 教育政策部長 今野美香 (計14人)
欠席者職氏名	監査委員事務局長 近藤政雄
説明員職氏名	【報告】 1 総合行政部長 村山修 2 総務部長 豊島俊二 3 都市整備部長 中森福夫 4 都市整備部長 中森福夫
議 題	【報告】 1 署名、押印の見直しについて（総合行政部） 2 志木市税条例の一部を改正する条例及び志木市都市計画 税条例の一部を改正する条例の専決処分について（総務 部） 3 志木都市計画マスタープランの改定版の策定について（都 市整備部） 4 志木市景観計画改定版の策定について（都市整備部）

結 果	【報告】 1 了解 2 了解 3 了解 4 了解
事務局職員職氏名	秘書課副課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会議内容の記録（経過、結果等）	

開会

総合行政部長が開会を告げる。

【報告】

1 署名、押印の見直しについて（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

市民の負担軽減及び職員の業務の効率化を図るために実施した、「署名、押印の見直し」について、その結果及び今後の対応を報告するものである。

【内容】

1 結果

手続総数	1, 950件
署名を求めていた手続	310件
廃止	66件
存続	244件
押印を求めていた手続	982件
廃止	802件
存続	180件

※押印存続のうち、90件は請求書

2 今後の対応

- (1) 委任状、同意書、請求書等は、原則として、全庁で統一的な取扱いをするものとする。
- (2) 例規等の改正については、様式中の署名、押印の廃止のみの改正は行わずに、他の改正理由で改正を行う際に、併せて様式の改正を行うものとする。ただし、実務上は、見直し結果を踏まえて、廃止可能な署名、押印については、令和4年4月1日以降廃止する。

○質疑応答等

特になし

2 志木市税条例の一部を改正する条例及び志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について（総務部）

○概要説明：総務部長

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、志木市税条例及び志木市都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、専決処分をしたので、報告するものである。

【内容】

- 1 専決処分日 令和4年3月31日
- 2 改正条例 志木市税条例（昭和30年志木市条例第11号）
志木市都市計画税条例（昭和41年志木市条例第16号）

3 改正要旨

（1）志木市税条例

- ①固定資産税の課税標準の特例事項の追加について
- ②土地に対して課する固定資産税の特例について

（2）志木市都市計画税条例

- ①都市計画税の課税標準の特例事項の追加について
- ②土地に対して課する都市計画税の特例について

4 施行日 令和4年4月1日

○質疑応答等

特になし

3 志木都市計画マスタープランの改定版の策定について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示す市の都市計画の基本となる計画であり、平成28年3月の見直し以降、「志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）後期実現計画」や「志木市立地適正化計画」等の策定や社会情勢の変化を踏まえ、「志木都市計画マスタープラン」を令和4年3月に改定したので報告するものである。

【内容】

概ね20年先の将来の都市のイメージを盛り込むとともに、志木駅周辺のさらなる魅力向上や、一般国道254号バイパス沿道の地域活性化などを視野に入れた地域別のまちづくり方針の強化・充実を図るものである。

○質疑応答等

特になし

4 志木市景観計画改定版の策定について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

「志木市景観計画」は策定から10年が経過し、その間、まちの様子も様変わりした。景観に対する社会情勢の変化や新たな行政ニーズ等に対応してい

くため、「志木市景観計画」を令和4年3月に改定したので報告するものである。

【内容】

- ・景観形成重点地区（3つのエリア）の指定
- ・届出対象・規模の見直し
- ・事前協議（景観アドバイザー制度）の導入
- ・屋外広告物の誘導方針の設定
- ・色彩基準の見直し
- ・既往計画との連携

○質疑応答等

特になし

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。